

平成 25 年度税制改正（地方税）の概要について

1 平成 25 年度税制改正の概要（主な市税関係部分）

税目・改正項目		改正案の内容																											
全税目	延滞金及び還付加算金の利率の引下げ	<p>○ 現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせ、延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる。（平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等から適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例^{※1}</th> <th>本則</th> <th>特例^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>14.6%</td> <td>—</td> <td>14.6%</td> <td>特例基準割合^{※2}+7.3%</td> </tr> <tr> <td>納期限後 1か月以内等</td> <td>7.3%</td> <td>4.3%</td> <td>7.3%</td> <td>特例基準割合^{※2}+1.0%</td> </tr> <tr> <td>還付加算金</td> <td>7.3%</td> <td>4.3%</td> <td>7.3%</td> <td>特例基準割合^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3</p>					現行		改正後		本則	特例 ^{※1}	本則	特例 ^{※1}	延滞金	14.6%	—	14.6%	特例基準割合 ^{※2} +7.3%	納期限後 1か月以内等	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合 ^{※2} +1.0%	還付加算金	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合 ^{※2}
			現行		改正後																								
本則	特例 ^{※1}		本則	特例 ^{※1}																									
延滞金	14.6%	—	14.6%	特例基準割合 ^{※2} +7.3%																									
納期限後 1か月以内等	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合 ^{※2} +1.0%																									
還付加算金	7.3%	4.3%	7.3%	特例基準割合 ^{※2}																									
		<p>※1 利率は、当分の間、特例を適用するものとされている。現行の特例は「基準割引率+4.0%」 ※2 財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に1.0%を加算した割合。直近では、貸出約定平均金利の年平均（H23.10～H24.9）が1.0%のため、特例基準割合は2.0%となる。 ※3 特例基準割合を2.0%とした場合の延滞金等の利率</p> <p>なお、本改正に伴い、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等についても、改正の必要がある。</p>																											
個人市民税	住宅ローン控除の延長・拡充	<p>○ 消費税引上げに伴う影響を平準化する観点から、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間について、所得税における住宅ローン減税の延長に合わせて、平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長するとともに、控除限度額を拡充する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>居住年月日</th> <th>所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)</th> <th>平成26年1月1日 ～3月31日</th> <th>平成26年4月1日 ～平成29年12月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人住民税 控除限度額</td> <td>～平成25年12月31日</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7% (最高 13.65 万円)</td> </tr> </tbody> </table>					現行		改正後		居住年月日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)	平成26年1月1日 ～3月31日	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日	個人住民税 控除限度額	～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高 13.65 万円)										
			現行		改正後																								
居住年月日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)		平成26年1月1日 ～3月31日	平成26年4月1日 ～平成29年12月31日																									
個人住民税 控除限度額	～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 9.75 万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高 13.65 万円)																									
		<p>○ この措置による平成27年度以降の減収額は、全額国費で補てん。</p>																											
	公的年金からの特別徴収における徴収額の算定方法の見直し	<p>○ 年間の徴収税額の平準化を図る観点から、仮徴収税額については、「前年度の2月の税額と同額」から、「前年度の年税額の6分の1の額」とする。（平成28年10月からの特別徴収に適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮徴収税額 (4・6・8月)</td> <td>前年度の2月の税額と同額 (前年度分の本徴収税額÷3)</td> <td rowspan="2">前年度の年税額÷6 (年税額－仮徴収税額)÷3</td> </tr> <tr> <td>本徴収税額 (10・12・2月)</td> <td>(年税額－仮徴収税額)÷3</td> </tr> </tbody> </table>					現行		改正後	仮徴収税額 (4・6・8月)	前年度の2月の税額と同額 (前年度分の本徴収税額÷3)	前年度の年税額÷6 (年税額－仮徴収税額)÷3	本徴収税額 (10・12・2月)	(年税額－仮徴収税額)÷3															
			現行		改正後																								
仮徴収税額 (4・6・8月)	前年度の2月の税額と同額 (前年度分の本徴収税額÷3)		前年度の年税額÷6 (年税額－仮徴収税額)÷3																										
本徴収税額 (10・12・2月)	(年税額－仮徴収税額)÷3																												
		<p>なお、本改正は仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであって、税負担の増減を生じさせるものではない。</p>																											

金融所得課税の一体化	<p>○ 公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を一体化。(平成29年度から適用)</p> <table border="1" data-bbox="475 237 1120 483"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>現行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公社債等</td> <td>利子</td> <td>分離課税(5%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡損益</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上場株式等</td> <td>配当</td> <td rowspan="2">} 損益通算して 分離課税(5%)※ (ただしH25まで特例3%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡損益</td> </tr> </table> <p>→</p> <table border="1" data-bbox="1193 237 1465 483"> <tr> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>} 損益通算して 分離課税(5%)※</td> </tr> </table> <p>※上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可。</p>			現行	公社債等	利子	分離課税(5%)	譲渡損益	非課税	上場株式等	配当	} 損益通算して 分離課税(5%)※ (ただしH25まで特例3%)	譲渡損益	改正後	} 損益通算して 分離課税(5%)※
		現行													
公社債等	利子	分離課税(5%)													
	譲渡損益	非課税													
上場株式等	配当	} 損益通算して 分離課税(5%)※ (ただしH25まで特例3%)													
	譲渡損益														
改正後															
} 損益通算して 分離課税(5%)※															
固定資産税・都市計画税 備蓄倉庫に係る固定資産税・都市計画税の課税標準特例措置の創設	<p>○ 都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定が締結された備蓄倉庫に係る固定資産税・都市計画税について課税標準の特例措置を講じる。(平成26年度から適用)</p> <table border="1" data-bbox="475 674 1469 891"> <tr> <th>対象</th> <th>軽減割合(わがまち特例)</th> <th>軽減期間</th> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に管理協定を締結した備蓄倉庫</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6の範囲内において条例で定める割合</td> <td>管理協定締結日の翌年度から5年度分</td> </tr> </table>	対象	軽減割合(わがまち特例)	軽減期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に管理協定を締結した備蓄倉庫	2/3を参酌して、1/2以上5/6の範囲内において条例で定める割合	管理協定締結日の翌年度から5年度分								
対象	軽減割合(わがまち特例)	軽減期間													
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に管理協定を締結した備蓄倉庫	2/3を参酌して、1/2以上5/6の範囲内において条例で定める割合	管理協定締結日の翌年度から5年度分													
固定資産税・都市計画税 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充	<p>○ 耐震改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額制度(税額の2分の1を減額)について、耐震改修促進法の改正に伴い、通行障害既存耐震不適格建築物^(※)に該当する住宅については、減額期間を2年度分に拡充する。(平成26年度から適用)</p> <table border="1" data-bbox="475 1088 1465 1346"> <tr> <th rowspan="2">対象</th> <th rowspan="2">減額割合</th> <th colspan="2">減額の内容</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅</td> <td rowspan="2">1/2</td> <td rowspan="2">改修後1年間</td> <td>通行障害既存耐震不適格建築物[※]</td> <td>改修後2年間</td> </tr> <tr> <td>上記以外 <改正なし></td> <td>改修後1年間</td> </tr> </table> <p>※ 地震によって倒壊した場合に、道路(=耐震改修促進法に規定される建築物集合地域通過道路)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするものとして政令で定める建築物のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物。</p>	対象	減額割合	減額の内容		現行	改正後	平成25年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅	1/2	改修後1年間	通行障害既存耐震不適格建築物 [※]	改修後2年間	上記以外 <改正なし>	改修後1年間	
対象	減額割合			減額の内容											
		現行	改正後												
平成25年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅	1/2	改修後1年間	通行障害既存耐震不適格建築物 [※]	改修後2年間											
			上記以外 <改正なし>	改修後1年間											

2 その他(車体課税の見直し)

(1) 自動車取得税(県税)

○ 消費税8%段階(平成26年4月)で税率を引き下げ(現行:普通自動車5%、軽自動車3%)、消費税10%段階(平成27年10月)で廃止する方向で抜本的改革を行うこととされ、平成26年度税制改正で具体的結論を得る。ただし、この抜本的改革は、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることが前提。

○ 自動車取得税の税収の約70%は、自動車取得税交付金として市町村に交付されており、本市でも約40億円(23年度決算)が交付されている。

(2) 自動車重量税(国税)

○ 現行の枠組みは維持しつつ、環境性能に応じた課税の検討や、税収を道路の維持管理・更新等のための財源と位置づける方向とし、平成26年度税制改正で具体的結論を得る。

○ 自動車重量税の税収の約40%は、自動車重量譲与税として市町村に譲与されており、本市でも約50億円(23年度決算)が譲与されている。